

議第 1 号

副市長の選任について

本市副市長に次の者を選任いたしたいので、議会の同意を求める。

令和5年4月27日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	上 田 泰 成	

議第 1 号参考

上 田 泰 成 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方自治法（抜粋）

〔副知事・副市町村長の設置及びその定数〕

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

② 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔副知事及び副市町村長の任期〕

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

## 三条市副市長定数条例（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項の規定に基づき、三条市副市長の定数は、1 人とする。

議第 2 号

令和5年度三条市一般会計補正予算

令和5年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ373,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,966,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月27日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,774,020	千円 373,636	千円 6,147,656
	2 国庫補助金	1,457,629	373,636	1,831,265
歳 入 合 計		47,592,910	373,636	47,966,546

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 14,065,252	千円 373,636	千円 14,438,888
	1 社会福祉費	6,426,499	262,189	6,688,688
	2 児童福祉費	6,695,017	111,447	6,806,464
歳 出 合 計		47,592,910	373,636	47,966,546

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,774,020	373,636	6,147,656
歳入合計	47,592,910	373,636	47,966,546

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	14,065,252	373,636	14,438,888
歳 出 合 計	47,592,910	373,636	47,966,546



補正額の財源内訳			
特	定		源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
373,636			
373,636			

## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 373,636千円：補正後の額 6,147,656千円）

2 項 国庫補助金（補正額 373,636千円：補正後の額 1,831,265千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 83,627	千円 262,189	千円 345,816
2 民生費国庫補助金	269,064	111,447	380,511
計	1,457,629	373,636	1,831,265

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 262,189	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 262,189
2 児童福祉費補助金	111,447	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	111,447

1 5 款 国庫支出金

### 3 歳 出

3款 民生費（補正額 373,636千円：補正後の額 14,438,888千円）

1項 社会福祉費（補正額 262,189千円：補正後の額 6,688,688千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 905,135	千円 262,189	千円 1,167,324	千円 262,189 国庫支出金 262,189	千円	千円	千円
計	6,426,499	262,189	6,688,688	262,189			

3款 民生費（補正額 373,636千円：補正後の額 14,438,888千円）

2項 児童福祉費（補正額 111,447千円：補正後の額 6,806,464千円）

1 児童福祉総務費	557,650	111,447	669,097	111,447 国庫支出金 111,447			
計	6,695,017	111,447	6,806,464	111,447			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	664	095 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業費（福祉課）	262,189
11 役務費	2,790	10 消耗品費	50
12 委託料	6,735	10 印刷製本費	614
18 負担金、補助及び交付金	252,000	11 通信料	1,848
		11 手数料	942
		12 データ入力委託料	3,435
		12 業務システム開発等委託料	3,300
		18 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金	252,000

10 需用費	411	015 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費（福祉課）	111,447
11 役務費	401	10 消耗品費	300
12 委託料	5,635	10 印刷製本費	111
18 負担金、補助及び交付金	105,000	11 通信料	218
		11 手数料	183
		12 データ入力委託料	3,435
		12 業務システム開発等委託料	2,200
		18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金	105,000

専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市税条例等の一部を改正する条例（令和5年三条市条例第13号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年4月27日提出

三条市長 滝 沢 亮

## 専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 5 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

## 三条市税条例等の一部を改正する条例

(三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第34条の4第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第34条の5第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第89条第1項及び第5項並びに第92条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条



第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 26 項を次のように改める。

26 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法

人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条の2を削る。

附則第16条の2の2を附則第16条の2とする。

附則第16条の6第3項を削る。

附則第17条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第22条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(三条市都市計画税条例の一部改正)

第2条 三条市都市計画税条例（平成17年三条市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の三条市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の三条市税条例附則第16条の2及び第16条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新市税条例附則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第 1 号参考

三条市税条例（抜粋）

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第34条の2 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を法施行規則第5号の15様式又は法施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

（法人の市民税の申告納付）

第34条の4 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第34条の5 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（たばこ税の申告納付の手続）

第89条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第87条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第87条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2

項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第92条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第92条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第10項中「又は第349条の3の4から第349条の

5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第10条の2

- 3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。



- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

### 第10条の3

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(5) 法施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準

適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第70条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第70条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第72条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円

	5,000 円	6,000 円
--	---------	---------

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第72条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第72条の規定の適用について

は、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第72条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第72条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の

乗用のものに限る。)に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合  
には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4  
月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年  
度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規  
定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第72条の規定の  
適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限  
り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回  
車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の  
表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲  
げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第  
2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの  
判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土  
交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の  
課税の特例）

第22条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納  
税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措  
置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項

に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 三条市都市計画税条例(抜粋)

#### 附 則

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

専決処分報告について

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年三条市条例第14号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年4月27日提出

三条市長 滝 沢 亮



## 専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 5 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

## 三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成 17 年三条市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 11 条第 9 項中「第 21 条の 3」を「第 21 条の 3 第 1 項」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 6 項中「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改め、附則第 7 項、第 8 項、第 10 項から第 15 項まで、第 17 項及び第 18 項中「第 21 条第 1 項の」を「第 21 条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第 2 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（課税額）

第2条

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第11条

- 9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者に特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条の2及び第21条の3において同じ。）となった者がある場合には、特例対象被保険者等となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を特例対象被保険者等となった者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（国民健康保険税の減額）

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金

課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

（特例対象被保険者等に係る申告）

### 第21条の3

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

### 附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ

いて同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第

1 項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の

2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第

1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税



法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用

利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

専決処分報告について

職員の退職に伴う退職手当及び寄附採納に伴う積立金等の執行が急を要するため、令和4年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年4月27日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,000,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年3月31日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		千円 4,849,957	千円 243,013	千円 5,092,970
	1 寄附金	4,849,957	243,013	5,092,970
19 繰入金		7,049,900	7,293	7,057,193
	2 基金繰入金	7,026,905	7,293	7,034,198
歳 入 合 計		57,750,090	250,306	58,000,396

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 12,558,653	千円 250,306	千円 12,808,959
	1 総務管理費	11,795,056	250,306	12,045,362
7 商工費		2,137,194		2,137,194
	1 商工費	2,137,194		2,137,194
歳 出 合 計		57,750,090	250,306	58,000,396

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 寄附金	4,849,957	243,013	5,092,970
19 繰入金	7,049,900	7,293	7,057,193
歳入合計	57,750,090	250,306	58,000,396

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	12,558,653	250,306	12,808,959
7 商工費	2,137,194		2,137,194
歳 出 合 計	57,750,090	250,306	58,000,396



補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		242,906	7,400
		107	△107
		243,013	7,293

## 2 歳 入

18款 寄附金（補正額 243,013千円：補正後の額 5,092,970千円）

1項 寄附金（補正額 243,013千円：補正後の額 5,092,970千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費寄附金	4,834,862	242,906	5,077,768
4 商工費寄附金	1	107	108
計	4,849,957	243,013	5,092,970

19款 繰入金（補正額 7,293千円：補正後の額 7,057,193千円）

2項 基金繰入金（補正額 7,293千円：補正後の額 7,034,198千円）

1 財政調整基金繰入金	6,737,531	7,293	6,744,824
計	7,026,905	7,293	7,034,198

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費寄附金	千円 242,906	一般寄附金 ふるさと三条応援寄附金	千円 35,100 207,806
1 商工費寄附金	107	商工振興寄附金	107

1 財政調整基金 繰入金	7,293	財政調整基金繰入金	7,293

18款 寄附金 19款 繰入金

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 250,306千円：補正後の額 12,808,959千円）

1 項 総務管理費（補正額 250,306千円：補正後の額 12,045,362千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 1,869,644	千円 7,400	千円 1,877,044	千円	千円	千円	千円 7,400
5 財政調整基金費	4,837,218	242,906	5,080,124			242,906 寄附金	242,906
計	11,795,056	250,306	12,045,362			242,906	7,400

7 款 商工費（補正額 0千円：補正後の額 2,137,194千円）

1 項 商工費（補正額 0千円：補正後の額 2,137,194千円）

2 商工振興費	1,691,485		1,691,485			107 寄附金	△107
計	2,137,194		2,137,194			107	△107

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	7,400	010 職員人件費（人事課）…………… 3 退職手当	7,400 7,400
24 積立金	242,906	010 財政調整基金費（財務課）…………… 24 財政調整基金積立金	242,906 242,906

		財源更正